

第92号議案

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する
条例設定について

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
設定するものとする。

令和2年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（平成26年八王子市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(飼い主の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 動物 (犬及び猫を除く。) の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(事故発生時の措置)</p> <p>第17条 飼い主は、その飼養又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、当該動物が法第25条の2に規定する特定動物(以下「特定動物」という。)である場合を除き、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から24時間以内に、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(飼い主の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(事故発生時の措置)</p> <p>第17条 飼い主は、その飼養又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から24時間以内に、市長に届け出なければならない。</p>

<p>2 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第18条 市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、<u>当該動物が特定動物である場合を除き</u>、当該動物の飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(動物愛護推進員)</p> <p>第20条 市長は、動物の愛護及び適正な飼養等の推進について熱意と識見を有する市民のうちから、法第38条第1項の動物愛護推進員を委嘱する<u>よう努めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(動物監視員)</p> <p>第22条 市長は、<u>法第37条の3第1項の事務並びに</u>第12条の規定による犬の収容<u>及び第19条</u>の規定による立入検査又は調査その他の動物の愛護及び管理に関する<u>事務</u>を行わせるため、動物監視員を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第18条 市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(動物愛護推進員)</p> <p>第20条 市長は、動物の愛護及び適正な飼養等の推進について熱意と識見を有する市民のうちから、法第38条第1項の動物愛護推進員を委嘱する<u>ことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(動物監視員)</p> <p>第22条 市長は、第12条の規定による犬の収容、<u>第19条</u>の規定による立入検査又は調査その他の動物の愛護及び管理に関する<u>監視及び指導</u>を行わせるため、動物監視員を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。